

様式第18号(第20条関係)

一般廃棄物処理業許可証

令和 5年 3月 16日

住 所 埼玉県さいたま市北区大成町四丁目57番12

氏 名 株式会社細田商店

代表取締役 細田元尉

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

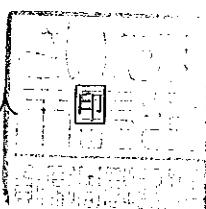
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第7条第1項

~~第7条第6項~~ の規定により許可を受けた者で
~~第7条の2第1項~~

あることを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号		さいたま市廃許可 第167号
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬業(積替え保管を除く。) 処 分 業(→)
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業ごみ、道路公園等清掃ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器 一般廃棄物
許 可 区 域		さいたま市内全域
処理施設等の所在地		—
処理施設等の種類及び処理能力		—
運搬先又は処分先		裏面別表1記載のとおり
許可の有効期間		令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可の条件		裏面に記載のとおり
変更の状況		